○法務省告示第六百五十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、台湾において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十八年十二月十九日

法務大臣　金田　勝年

氏　名　陳　彦勳

生年月日　千九百七十三年十一月二十五日

○財務省・農林水産省告示第二十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

一中「年八毛」を「年三厘」に、「年二厘三毛」を「年一分四厘五毛」に、「年一分二厘三毛」を「年一分四厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
十三年以下	年一厘六毛
十三年を超え十四年以下	年一厘九毛
十四年を超え十五年以下	年二厘一毛
十五年を超え十六年以下	年二厘三毛
十六年を超え二十五年以下	年三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
十三年以下	年一厘六毛
十三年を超え十四年以下	年一厘九毛
十四年を超え十五年以下	年二厘一毛
十五年を超え十六年以下	年二厘三毛
十六年を超え二十五年以下	年三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

「年一・三五パーセント」を「年一・六〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第三十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　山本　有二

「年一・三五パーセント」を「年一・六〇パーセント」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第四百二十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

平成二十八年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）	年七・五七パーセント

○厚生労働省告示第四百二十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百三十七号）の施行に伴い、キャリアコンサルティングを行う者であって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から適用する。

平成二十八年十二月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名中「キャリアコンサルティングを行う者」を「キャリアコンサルタント」に改める。

本則中「キャリア・コンサルティングを行う者」を「キャリアコンサルタント」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度の一般会計補正予算（第1号）のうち平成二十八年度以降の年度に繰り越されて支出される補助金等の交付及び平成二十八年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について、公布の日から適用する。ただし、公布の日前に行われた平成二十八年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十八年十二月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「

（項）臨時福祉給付金等給付事業助成費	
（目）子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	を
（目）子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	

」

表の上欄中

「

（項）臨時福祉給付金等給付事業助成費	
（目）子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	
（目）子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	

」

に改める。